

## 東近江市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

東近江市印鑑条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年2月25日提出

東近江市長 小 椋 正 清

### 東近江市印鑑条例の一部を改正する条例

東近江市印鑑条例（平成17年東近江市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号を次のように改める。

(2) 意思能力を有しない者（前号に定める者を除く。）

第6条第1号を次のように改める。

(1) 第9条の規定により印鑑の登録が消除されたとき。

第6条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第7号までを削り、第8号を第3号とする。

第7条第1項第5号中「前各号」の次に「に掲げるもの」を加える。

第9条第1項に次の1号を加える。

(6) 前各号に掲げるもののほか、その者に係る印鑑の登録を消除すべき事由が生じたとき。

第12条第3号中「定める」を「掲げる」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 提案理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、本市条例の一部を改正する必要性が生じたため、本議案を提出するものである。